あなたの健康づくりを応援します

健保だより



兵庫県運輸業健康保険組合



兵庫県運輸業健康保険組合の平成24年度事業結果と 決算が、去る7月9日の第145回組合会で承認されました。

平成24年度決算 ••••

~ 納付金・支援金等は保険料収入の47.2% ~



高齢者医療費への支援はもはや限界

~ 前期高齢者への公費の投入を! ~

■保険料収入増えるも約半分を支援金等で拠出

当健保組合の平成 24 年度の決算は、一般勘定で収入総額 40 億 5,186 万 3 千円、支出総額 39 億 3,591 万 9 千円となり、収支差引額は 1 億 1,594 万 4 千円の残金を生じさせることがで きました。

保険料率の引上げにより保険料収入は 1 億円余り増えましたが、経常収支は依然として赤字 決算であります。経常赤字の主な要因は、増え続ける高齢者医療費への多額の納付金や支援金に あります。平成24年度の納付金等は16億1,973万8千円で保険料収入の47.2%にも及びます。 前年度より 1 億 2,400 万円余り増えました。

もはや支援は限界です。一刻も早い高齢者医療制度改革、現役世代が高齢者の医療費を負担す る仕組みの改善、特に前期高齢者(65歳~74歳)への公費の投入を強く望む次第です。

■医療費は前年比 1,500 万円の減少

医療費について見てみますと、高齢化が進む中、全国的に増加傾向にありますが、当健保組合 では前年対比で 1,500 万円の減少となりました。医療費適正化の取り組みやジェネリック医薬 品の使用が進んだ結果と思われます。

また、現金給付におきましても前年対比で 2,300 万円の減少です。

しかしながら保険給付費全体では 20 億 9.258 万 8 千円を支出しており、これは保険料収入 の 60.9%を占めており高い割合となっています。

この保険給付費と支援金等を合わせると保険料収入の 100%を超えており、厳しい財政運営 が続いています。

介護保険は保険料の全てが介護納付金であり、こちらは順調に推移しています。

詳しくは右のページをご覧ください。

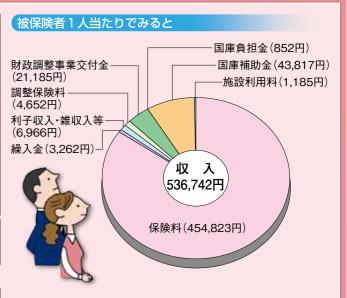
平成24年度 決算のお知らせ

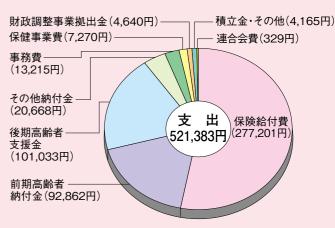
健康 保 険 分

		保	険	¥	料	3,433,457
		国庫	負 :	担 st	金	6,431
	収	調整	保	険	料	35,120
		繰	入	3	金	24,624
	入	国庫	補	助	金	330,773
	八	財政調	整事業	交付:	金	159,928
	Î	施設	利	用岩	料	8,942
	(千円)	利子収.	入・雑り	収入氧	等	52,588
)	合	į	計		4,051,863
		経常	収入	合言	Ħ	3,525,382
-						

経	常	収	支	差	引	額	▲375,508千円
決		算		残		金	115,944千円

	事	務	費	99,763
	保 険	給 付	費	2,092,589
	納	_	等	1,619,738
	前	期高齢者約	内付金	701.014
支		期高齢者支		762,701
	ての1	也(退職者給	(何寺)	156,023
	保 健	事業	費	54,874
出	財政調	整事業拠	出金	35,029
ш	連合	会	費	2,483
1	積立金	き・そ(の他	31,443
円	合	=	t	3,935,919
	経常	支出台	計	3,900,890





介護保険分

収入(壬	保繰国雑	庫	険 入補 収	助	料金金入	389,838 0 0 9
III		合		計		389,847

支出(千円)	介還積雑	護	納付立支	付	金金金出	385,311 0 0 0
H		合		計		385,311
		決	算	残	金	4,536千円

組合現況(平成25年8月末現在)

- 事業所数 150事業所
- 被保険者数 7.430人 (男性 6.792人、女性 638人)
- 被扶養者数 8,470人
- 平均標準報酬月額 340,753円

(男性 351,189円、女性 229,658円)

- 総標準賞与額(8月まで合計) 2,077,405千円
- 平均年齢 44.59歳 (男性 44.79歳、女性 42.47歳)
- 前期高齢者数 595人 (本人 284人、家族 311人)

● 健康保険料率 1.000分の98.00

(事業主 1,000分の49.98、被保険者 1,000分の48.02)

- 一般保険料率 1000分の97.01
- 調整保険料率 1000分の0.99
- ●介護保険被保険者数 6,821人
- (本 人 4,654人、家 族 2,167人)
- ●介護保険料率 1,000分の16.8

(事業主 1,000分の8.4、被保険者 1,000分の8.4)

平成24年度事業結果

医療費適正化・健康づくり事業推進で

医療費・現金給付が減少

平成24年度事業については、事業運営方針に基づき取り組んできました。

医療費の適正化等については、レセプト点検を全件実施し、ジェネリック医薬品の使用促進等を取り組み、また、疾病予防・体育奨励事業を中心に、健康づくり・健康管理について取り組み医療費の削減に努めました。その結果、保険給付費は前年対比で3.900万円減少しました。

広報活動については、ホームページを活用し常に最新情報の提供に努めました。アクセス数は3万件を超え大いに利用いただいております。また、健保組合からのお知らせを随時作成し、事業所に送付しました。

保健事業については、特に特定健診・特定保健指導について、事業所の健康保険委員及び事務担当者の方々の協力を得ながら実施しました。各種健診・インフルエンザ予防接種・宿泊施設利用・日帰り保養施設利用等の各補助事業も多くの利用をいただきました。

具体的な内容は以下のとおりです。

【健康保険】

○適用関係(平成25年3月末時点)

1	事業所数	151事業所
2	被保険者数	7,496人(前年比-26人)(男6,854人、女642人)
3	平均標準報酬月額	340,698円(前年比-232円)
4	総標準賞与額(年間合計)	4,573,475千円(前年比-147,093千円)
5	被扶養者数	8,694人(前年比-246人)

○給付関係(平成24年度)

1 医療費 被保険者1人当換算	医療費 被保険者1人当換算					
本人分	114,333円(前年比+1,214円)					
家族分	124,459円 (前年比-4,044円)					
高齢者分	11,942円(前年比+590円)					
高額療養費	2,118円(前年比-525円)					
※前期高齢者(65~74歳)1人当り	371,463円(前年比+3,154円)					
2 現金給付 被保険者1人当換算						
本人分	14,294円(前年比-2,610円)					
家族分	10,053円(前年比-525円)					

○納付金関係(平成24年度)

前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金として被保険者 1人当り214,563円を拠出。(前年比+15,952円)

○保健事業

5,487万円を支出(1人当り7,270円)

(特定健診・保健指導、訪問健康相談、各種健診の補助、インフルエンザ予防接種補助、機関誌発行、ホーム) ページ運営、ジェネリック医薬品使用促進案内、プール・スケート利用補助、宿泊・日帰り保養利用補助等。

【介護保険】(平成25年3月末時点)40歳以上~65歳未満対象

1 被保険者数	6,821人(前年比-76人) 本人 4,654人 家族 2,167人
2 平均標準報酬月額	362,166円(前年比+243円)
3 総標準賞与額(年間合計)	2,995,755千円(前年比-57,562千円)

10月は健康強調月間

●●健康保険組合連合会●●

「あなたの健康、見つめる1か月」



健康の保持・増進、健康・体力づくり事業は、健保組合が保健事業を取り組む上で、今も変わらぬ重要なテーマです。

平成25年に新たにスタートした健康日本21においても、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、禁煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善を促し、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図ることにより、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指しているところです。

一次予防の重点的な取り組み課題でもある「栄養・食生活」、「運動」、「禁煙」に生活習慣の改善にも関連する「こころの健康づくり」を加え、行動変容を行うことの大切さを掲げています。

健保連の主な事業内容は、PR活動、特定健診・特定保健指導の推進、がん検診の普及・啓発を図る等であり、健康教育事業、 健康・体力づくり事業、健康相談等を実施するというものです。

この機会に自分自身の健康を見つめてみてはいかがでしょうか。

4

健康保険法改正について

業務上の負傷…

労災だめなら健康保険で給付し

健保法等の一部改正 10月1日施行

平成 25 年 5 月 31 日付、健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、健康保険法第 1 条 (目的規定) が改正されました。

改正前の規定では、被保険者が副業として行う請負業務中に負傷した場合や、被扶養者が請負業務やインターンシップ中に負傷した場合など、健康保険と労災保険のどちらの給付も受けられないケースがありました。今回の改正は、こうしたケースに適切に対応するため、広く医療を保障する観点から、労災保険の給付が受けられない場合には、原則として健康保険の給付が受けられることとするものです。

また、健康保険法第53条の2が新設され、これまで健康保険の給付は業務外の怪我や病気、出産、死亡について行われてきましたが、「健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷について、労働者災害補償保険(労災)の給付対象とならない場合は、法人の役員の業務(被保険者の数が5人未満である適用事業所の役員を除く)に起因する疾病、負傷又は死亡を除き、健康保険の給付対象とすること」という文言が追加されました。

この改正が本年10月1日から施行されています。



ただし、業務上の負傷について労災給付が受けられない場合、全て健康保険の給付が受けられる かと言えばそうではありません。労災保険法における業務災害については健康保険の給付対象外で あり、通勤災害については労災保険からの給付が優先されるため、業務災害、通勤災害が疑われると きは、まず労災保険に請求してください。

次のようなケースは原則労災給付の対象です。(雇い主に労災保険加入の義務あり)

【労災保険 (業務災害・通勤災害)に該当すると思われる事案】

- ・健康保険の被保険者が、仕事中・通勤中に負傷した場合
- ・健康保険の被扶養者が短時間正社員、パート・アルバイト等の労働者として就労しており、かつ、 仕事中・通勤中に負傷した場合
- ・健康保険の被保険者が、疾病にかかり、その原因が仕事にあると思われる場合

平成24年8月22日改正分

1 短時間勤務労働者への適用拡大 (施行期日 平成 28 年 10 月 1 日)

次の①から④までの要件に該当するものは、健康保険の被保険者であるものとすること。

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。
- ② 当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること。
- ③ 報酬の月額が88,000円以上であること。
- ④ 学生でないこと。
- ※ 今回の適用拡大は、当分の間、通常の労働者を 500 人を超えて使用する事業主に使用される短時間勤務労働者に限られます。

2 兄姉の被扶養における同居要件の撤廃 (施行期日 平成 28 年 10 月 1 日)

被保険者の兄姉を被扶養者と認定する要件について、被保険者との同居要件を撤廃し、生計維持要件のみとすること。

3 産前産後休業期間中の保険料免除 (施行期日 平成 26 年 4 月 1 日)

産前産後休業期間について、申し出により、事業主および被保険者の保険料を免除するものとすること。

※産前産後休業を取得後、育児休業を取得しないものについては、申し出により標準報酬月額の改定ができます。



健保組合からのお知らせ

自分の健康は自分でつくり、自分で守る

健診でデェック あなたの健康度!

健康は人生における最高の宝。自分自身のためだけでなく、家族や社会にとってもかけがえのないものです。健康を維持するには「自分の健康は自分でつくり、自分で守る」という意識が大切ですが、そのときに最も役に立つのが健診です。

健診には、まだ自覚症状がなく、自分では気がつかないような体の変化を発見し、このままでは発症するかもしれない病気を未然に防ぐ役割があります。定期的に健診を受け、その結果を活用することで、健やかに暮らし続けることができるのです。

健康保険組合では、特定健診をはじめ多くの健康づくりの取り組みを進めています。 40歳以上の加入員が対象ですが、積極的に健康づくり事業にご参加ください。

●人間ドック・がん検診について

健診項目がより充実している人間ドックを受診されてはいかがでしょうか?また個別にがん検診も受診し、病気の危険因子の芽をつみ、元気で健やかな日々を送れるよう心がけましょう!

人間ドック、がん検診は費用負担がありますが、健保組合が費用の一部を補助します。どの健診機関で受診されても費用の一部を補助しますが、健保組合として個別に契約している健診機関があります。

人間ドック個別契約健診機関は、ホームページで確認いただくか健保組合にお問い 合せください。



●「特定保健指導」の実施について

特定健診(被保険者は事業所での健康診断)結果に基づき、厚生労働省が定めた基準を超えるリスクがある被保険者及び家族のみなさまに「特定保健指導」を実施します。

対象者には、健保組合から随時案内を差し上げます。案内の届いた方は、是非保健 指導を受けてください。

費用は全て健保組合が負担します。



●「訪問健康相談事業」の実施について

生活習慣に起因するさまざまな病気は、年齢とともに罹病する割合は高くなります。そこで健保組合として、健診結果に基づく特定保健指導とは別に、疾病予防と健康保持のために訪問健康相談事業を実施します。対象は概ね60歳以上の被保険者及び家族の皆さまです。

この事業につきましても、対象者には健保組合から案内を差し上げます。

当組合が契約した健康相談員が年1~2回希望される訪問先に伺い、専門的な立場から健康に関するアドバイス等を行い、総合的な健康づくりにお役立ていただこうというものです。

費用は全て健保組合が負担します。積極的に健康相談事業にご参加ください。



被扶養者の方々への特定健診案内



被扶養者のみなさまへ

●被扶養者の特定健診は健保組合で実施しています

被扶養者、とくに40歳以上の主婦の方は、毎日家事や介護などで忙しく、ついつい自分のことは後まわしになりがちです。でも、あなたが病気になったら大変です。あなたの健康が確信できれば、ご家族の安心につながります。40歳以上の被扶養者の方々には、既に5月の中旬に特定健診の受診券を事業所経由で配付しています。

1年に1回、ぜひ時間をつくっていただいて特定健診を受診してください。

● 健診を受ける4つのメリット

- ① 病気の芽を早く発見することができ、病気の予防や早期治療につながります。
- ② 生活習慣をどう見直せば健康を維持できるかが健診結果からわかります。
- ③ 病気を予防することが、長い老後を健康で過ごせるかどうかを左右します。
- ④ 病気を予防することで、家計の負担(医療費負担)を軽くできます。



予防に優るインフルエンザ対策はありません。正しい知識と予防対策を一人ひとりが身につけて、12月から3月にかけての流行期を乗り越えましょう。

インフルエンザ予防の「うつのポイント

インフルエンザの感染経路は、主に飛沫感染と接触感染です。ウイルスが体内に侵入しにくい生活環境をつくり、免疫力を高めて重症化を予防しましょう。

免疫力を高める ●─

バランスのとれた食事を規則正しくとる、疲労やストレスをためない、適度な運動を行う、十分な睡眠をとるなど、 免疫力を高める生活習慣を心がけましょう。





→ こまめに、うがい、手洗いをする

外出から帰ったら、必ずうがいをし、薬用せっけんなどを 使って手を洗いましょう。こまめなうがいは、のどの乾燥を 防ぐ効果があります。

外出の際はマスクをつける◆

ウイルスの体内への侵入を防ぐだけでなく、のどや鼻の 湿度を保ち、粘膜を守るので感染しにくくなります。



→ 人込みを避ける

多くの人が集まる場所は、感染する確率が高くなります。 睡眠不足や疲労などで免疫力が低下しているときは、イン フルエンザ流行期には人込みへの外出は避けましょう。

室内の湿度を 50 ~ 60%に保つ ◆

インフルエンザウイルスは湿度に弱い性質があります。 加湿器などを使って、ウイルスが活動しにくい環境をつく りましょう。



当組合では、インフルエンザ予防接種費用の補助を実施しています

補 助 対 象 者 被保険者及び被扶養者

補助金額費用の半額(上限2,000円)年1回

請 求 方 法 領収書の写しを添えて、事業所で取りまとめて組合に請求書を提出。任継被保険 者の方は、個人で組合に請求書を提出。

その他の保健事業

宿泊施設利用補助、日帰り保養(温泉)利用補助は年間を通しての事業です。大いにご利用ください。 詳細はホームページの「保養と健康づくり」のコーナーでご確認ください。

知って健康

生活習慣 改善のすすは

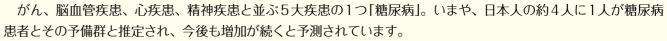
糖尿病で 命を落とさないために

~全身の臓器を老化させる糖尿病

生活習慣を見直して

糖尿病を予防しよう

現在、世界中で糖尿病患者が急増しており、今後も増加が続くと予測されています。 そこで国際連合(国連)は、毎年11月14日を「世界糖尿病デー」に指定し、 全世界に向けて糖尿病の予防、治療のための働きかけを推進しています。 日本では、毎年11月14日を含む1週間を「全国糖尿病週間」とし、 糖尿病予防と重症化防止のためのさまざまな催しが各地で行われています。



糖尿病は、ある程度進行するまで自覚症状がほとんどなく、なんらかの異常に気づいたときには、「糖尿病網膜症」「糖尿病性腎症」「糖尿病性神経障害」などの糖尿病合併症を引き起こしていることも珍しくありません。重症化すると、失明、人工透析、壊疽による足の切断などに至るケースもある怖い病気です。

一度発症すると、生涯にわたって治療が必要となりますので、予防がなによりも大事です。食べすぎ、飲みすぎ、運動不足、肥満、喫煙などの糖尿病の要因となる生活習慣にどっぷりつかっている人やストレス過多の人は要注意。 いますぐ食生活の改善と適度な運動で肥満を解消し、さらに、ストレスをためない生活を心がけて、糖尿病の発症を未然に防ぎましょう。

糖尿病予防」のポイント

食習慣を見直そう

- ●1日3食、規則正しく食べる
- ●栄養バランスのよい食事をとる
- ●野菜、海藻類などの食物繊維を たっぷりとる
- よくかんで、時間をかけて ゆっくり食べる
- 腹八分目を守る
- あぶらっこいもの、 甘いものは控えめにする
- ●間食を減らす
- ●飲酒は適量を守る

る とる e a a t c

10000

運動習慣を見直そう

- ウオーキング、軽いジョギングなどの 適度な運動を心がける
- 1日1万歩を目標に、生活の中でも こまめに体を動かす
- 休日には好きなスポーツで 体を動かす





睡眠と休養を 見直そう

- ●睡眠と休養を十分にとり、 疲れをためない
- ストレスをためない
- 気分転換できる趣味などをもつ





- 禁煙する
- ●禁煙治療を受ける
- ●周囲の友人、知人、同僚などに 禁煙を宣言する

10



健保組合からのお願い







(日頃から注意いただきたいこと)

①「会社を退職した」「被扶養者でなくなった」場合など すみやかに健康保険証の返納を!

健康保険の資格がなくなった後も、従前の健康保険証で保険診療を受けられている事例が後を絶ちま せん。

この場合は一旦保険診療分を組合に返還していただき、改めて領収証を添えて新しい医療保険者に療 養費として請求することになります。

組合としては返還請求の事務が生じ、また、本人自身も返還額の用意や療養費の請求など面倒で手間 がかかります。

こういったことを避けるためにも、①退職や被扶養者でなくなった場合などは、すみやかに健康保険証 を事業主に返納してください。②治療中の場合は、受診医療機関に健康保険の資格がなくなった又は健康 保険証の記号番号が変更したことなどを申し出て、無資格での受診をしないようご注意願います。

健康保険証の管理には充分に注意を!!

~ 再交付が増えています ~

最近紛失による健康保険証の再交付が増えています。

カード化になり扶養家族の方にも1人1枚の健康保険証を交付していますので、保管がしやすくなった 反面、紛失する場合があるようです。

他人に渡り悪用されるケースも考えられます。キャッシュカードやクレジットカードと同様に大切な 健康保険証です。管理には充分注意していただき大切に保管しましょう。

③ 被扶養者再確認

収入ある方の収入制限 130 万円には交通費が含まれます

当健康保険組合では事業運営指針に基づき、保険給付の適正化の取り組みの一つとして、毎年11月か ら翌年1月にかけて被扶養者(18歳以上)の方々の再確認を実施しています。

被扶養者となっておられる方々が現在もその状況にあるかどうかを確認させていただくためです。収 入の把握をするため、書類等の提出が必要になりますがよろしくご協力をお願いします。

特にパート・アルバイト等で収入がある方は、源泉徴収票や給与明細書等をお願いしますが、被扶養 者の条件である収入は130万円(60歳以上又は障害者は180万円)未満であり、かつ、被保険者の年収 の2分の1未満でありますが、この収入額には交通費が含まれます。

したがって、源泉徴収票で収入が130万円未満であっても、交通費を含めると130万円を超えるといっ た場合は、扶養家族と認められませんので抹消することになります。充分に注意してください。

④ 柔道整復師(接骨院・整骨院等)と 医療機関(整形外科等)との併行受診はNG

肩や関節・腰等の痛みで柔道整復師の施術(治療)を受けられることがあると思います。

柔道整復師の治療には健康保険が使える場合と使えない場合があります。健康保険が使えるのは、「急 性または亜急性の外傷の骨折、脱臼、打撲及び捻挫と挫傷 (肉離れ)」であり、これまでも機関誌等に掲 載しお知らせしてきたところです。

また柔道整復師で治療を受け、同時に医療機関(整形外科等)でも受診するというのは併行受診として 認められていません。この場合は医療機関での受診が優先され、柔道整復師の健康保険での治療は認め られず全額自己負担となりますので注意しましょう。

○以下の場合は健康保険は使えません(全額自己負担)

日常生活からくる 疲労・ 肩こり・腰痛・

過去の

による

後遺症

交通事故等

スポーツによる 筋肉疲労•

慰安目的の

マッサージ

あん摩・

病気(神経痛・リウマチ・ 五十肩・関節炎・ヘルニア など)からくる 痛み・こり

慢性病

脳疾患 後遺症などの



代わりの利用

原則として同一負傷に対 して同期間に保険医 療機関などで診察を うけている場合

症状の改善の みられない 長期の治療



医師の同意のない 骨折や脱臼の治療 (応急処置を除く)

原則として仕事中や 通勤途上に

⑤ 医療費が高額になる場合は

事前に「限度額適用認定証」の交付申請を

健康保険では、医療費の自己負担に限度額が設定され、高額な医療費の支払いが生じた場合でも、自 己負担限度額までの支払いで済むような仕組みが設けられています。そのためには事前に「限度額適用認 定証」の交付申請が必要です。これまでは入院の場合のみこの制度に該当していましたが、平成24年4 月からは通院でも適用されるようになりました。

自己負担限度額は被保険者の所得によって異なります。概ね次のとおりです。

- ○上位所得者 (標準報酬月額が530千円以上の人とその家族) 自己負担限度額 およそ150,000円
- ○一般所得者(上位所得者・低所得者以外) 自己負担限度額 およそ 80.100円
- ○低所得者(市区町村民税が非課税の人とその家族) 自己負担限度額 およそ 35.400円

※直近12ヵ月で限度額超えが3ヵ月を超えると、 限度額がさらに引下げになります。



(申請書・認定書の見本)

Cネリック医薬品で負担の軽減を!!

「ジェネリック」という言葉はテレビのCMや薬局のポスター等で見たり聞いたりされ ていると思います。

新薬 (先発医薬品) の特許期間が切れたあと、新薬と同じ有効成分で、効き目や安全性 が同等であると国が承認した低価格の薬のことです。

ジェネリック医薬品にすると、いつものお薬が こんなにお得になります

ジェネリック医薬品にすれば、薬の種類が増えるほど、服用する期間が長くなるほど家計 の負担を軽減できます。









Mail Order Service

ジェネリック医薬品の 利用でお薬代を お安くできます

メールオーダーサービス



処方せん到着後3日程度で届きます。 (日・祝日を除く)

▶ メールオーダーサービスの特徴

- ○薬局での待ち時間がありません。
- ○状態が安定して長期服用の方におすすめです。
- ○ジェネリック医薬品での調剤が可能です。
- ※質問票兼医薬品送付依頼書の希望欄の□に✔印をつけ てください。

▶ メールオーダーサービスご利用の注意点

- ○送料はお客さまのご負担になります。
- ○ご利用代金は銀行口座振替かコンビニエンス支払の いずれかを選択いただきます。
- ○処方せんの有効期間は発行日を入れて4日間になり ます。
- ○レターパックでの郵送のため、インスリン等の要冷 蔵薬・容量の大きな医薬品(湿布・栄養剤など)は 個別にご相談いたします。処方せん到着後、3日程 度で届きます。(日・祝日を除く)

ご利用方法

日本調剤メールオーダーコール センターにお電話いただければ

- ご利用ガイド
- 質問票兼医薬品送付依頼
- 返信用封筒

をお送りいたします。

処方せん原本と質問票

必要事項を記入したも

※同封の返信用の封筒を ご利用ください。

のを郵送ください。



処方せん

質問票兼 医薬品送付依頼書 処方せん



受診し医師から処方せんを



郵送でお薬が届きます。





必ず、同封の質問票兼医薬品送付依頼書を記入し、処方せんと共に郵送してください。

詳しくは日本調剤メールオーダーコールセンターにお問い合わせください。

日本調剤メールオーダー コールセンター

0120-771-291

14 15

兵庫県運輸業健康保険組合のホームページ http://www.hyogo-unyu-kenpo.or.jp/



健康保険を適切に利用して、家庭の経済安定化!

健保エコノミクス

メタボ対策は医療費対策

必ず特定健診を受けましよう!

▶メタボな人は年間で約9万円も余分に医療費がかかる!

▶医療費増は保険料増に 特定健診で医療費の節約を